

平成31年度

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会事業計画書

基本計画

少子高齢化の著しい進行に伴い、支援が必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者等の孤立死、貧困の拡大など、福祉や生活に対する課題が深刻化する中、家族の絆、地域住民の支え合いの大切さが改めて重要視されています。

そのような中、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現にむけて国では改正社会福祉法を平成30年4月から施行しました。

この「地域共生社会」を進めるにあたって、当会では地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、北秋田市地域包括支援センターの北部と南部を受託することになりました。重点課題として地域包括ケアシステムの構築が掲げられており、これは本来社会福祉協議会が今まで培ってきた地域づくりにつながります。更なる相談・支援体制の強化を図るとともに、アウトリーチ（地域に出向していくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

また、2年目となる第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「お互いが 尊敬し支えあう 明るいまちづくり」の実現に努めるとともに、計画の進行管理を適切に行います。

自立相談支援事業「北秋田くらし相談センター」や家計相談支援事業の実施に重点を置くとともに、日常生活自立支援事業や地域ネットワーク事業等の地域福祉事業の実績を活かし、北秋田市、各関係機関と連携を図りながら、多様な問題の解決に向けて取り組みます。

ケアタウンたかのすが平成31年4月1日に譲渡となり、指定管理から独立採算の事業へと変わります。第2種社会福祉事業の無料低額介護老人保健施設として、幅広い市民の方に利用いただけるよう事業の周知に努めるとともにサービスの向上に努めます。介護保険事業の経営は年々厳しい状況です。経営改善には、職員の意識改革と経営基盤

の強化を優先に、事業、組織体制、財政面を検証し、必要な改善策を講じることに努めます。また、介護保険事業や人事管理、労務管理などのICT化を図り、法人全体の効率化・生産性の向上、経営の効率化を推進します。

福祉ニーズが増大し多様化するなか、地域福祉を推進する主体は、地域組織、市民活動グループ、社会福祉法人、福祉サービス事業者をはじめ市民一人ひとりです。これらさまざまな主体と互いに交流し、連携することにより、これまで以上の大きな活動展開が図られるよう、さらなる地域福祉の醸成を目指します。

今年度の重点目標

- ① 住民参加・協働による地域福祉事業の推進
- ② 地域における支え合いの仕組みの構築
- ③ 地域に根ざした総合相談・援助体制の確立
- ④ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
- ⑤ 社協会員の加入促進
- ⑥ 生活困窮者への相談支援の強化
- ⑦ 介護保険事業の経営改善
- ⑧ 法人全体のICT化
- ⑨ 人材育成と教育システムの確立
- ⑩ 福祉人材の確保

活動方針

1、会務の運営

- ① 定款に基づき、適正な法人運営を図るため、理事会、監査会、評議員会を開催します。特に理事会については法人の執行機関としての機能を強化します。また、正副会長会議、総務委員会、企画委員会、地域のニーズに対応した事業の推進や各種規程の見直しについて取り組みます。
- ② 先駆的な事業を実践している社会福祉協議会の視察や他の法人の運営する施設の

現状や経営について学び、今後の取り組みに生かすため役員、評議員研修を計画します。

- ③ 内部監査として役員監事3名により、半期毎に財務と業務の監査を実施し、定期的に公認会計士による指導を受け、経理の透明性の確保と専門的観点から財務状況の分析を行い、明晰な会計処理を行います。

また、今後予定されている会計監査人の設置準備を進めます。

■ 正副会長会議	随時
■ 理事会	年 3回
■ 評議員会	年 3回
■ 監査会	年 2回
■ 総務委員会	随時
■ 企画委員会	随時
■ 役員・評議員研修	年 1回

- ④ 現場第一主義に基づいた業務改善による経費の縮減を図ると共に、継続的に事業評価やコスト把握の上にしたった財政計画を策定します。

- ⑤ 公費財源や自主財源の確保など安定的な経営に努めます。

- ⑥ 組織体制の見直しを図ります。

■ 法人経営会議	月 1回
■ 運営会議（各センター、施設）	月 1回
■ 苦情解決会議（各センター、施設）	月 1回
■ 安全衛生委員会（たかのす、7777、つむぎの彩）	月 1回
■ 看護専門部会	月 1回
■ 感染症対策委員会	月 1回

- ⑦ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を適切に行います。

2、総合企画・啓発活動

- ① 「第15回北秋田市社会福祉大会」や「福祉の集い」を開催し、広い分野から多くの住民に参加いただき、住民の福祉意識の高揚を図ります。

- ② 本会の事業、地域の福祉活動、在宅福祉サービス、介護サービス、無料法律相談に

関する情報を提供するため社協だよりを年6回発行します。

- ③ ホームページを充実させ、情報提供機能強化に努めます。また、更新を随時実施して最新の情報提供を行います。
- ④ 社協会員の加入について、住民の皆さんに社協の会員制度について理解いただくように努め積極的な加入促進を図ります。
- ⑤ 社会福祉法人が持つ人材や施設・設備などは、地域の「大きな力」であり「大きな財産」です。社会福祉法人の地域公益活動を推進するにあたって、社会福祉法人と社会福祉協議会の連携・協働を推進します。

3、福祉を支える人づくり

- ① 住民のニーズに対応し、問題の解決を図るためには、福祉関係機関、団体とネットワークを形成するとともに、小地域ネットワーク活動を支える近隣協力員の育成を図ります。
- ② 住民の多様な相談にきめ細かにトータルに対応できる体制をつくるためには、職員の専門性の確保とレベルアップが求められます。住民の複雑化・多様化した相談に適切に対応できるよう計画的に職員研修を実施するとともに資格取得を奨励します。職員研修として新人職員を対象とした「新任職員研修」や、法人内の他事業所を経験する「職場交換研修」、管理職を対象とした「リーダー研修」を実施するなど次の世代を担う人材育成に努めます。
- ③ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムとして社協独自の「介護職員初任者研修」を実施するとともに、高校生を対象とし長期休みを利用した研修を昨年度に引き続き実施し、介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保できるよう努めます。
- ④ 福祉教育として、将来を担う子供たちを対象として、地域のさまざまな事柄やさまざまな人とのふれあい、体験を重ねることで思いやりの心を育むことを目的に『福祉体験学習』『ボランティアスクール』を開催します。また、高校生を対象とした『インターンシップ』（就学体験学習）を受け入れます。
- ⑤ 地域のボランティア活動を推進するため、ボランティアグループ及び個人、連絡協議会の活動を支援します。ボランティア活動に関する情報・資料の提供の他、連絡・調整など個々の活動の強化とネットワークづくりに取り組みます。そのためにも、

「ボランティアセンター」の機能・役割を強化します。また、多くの住民にも福祉活動に参加していただくよう『ボランティア養成講座』を開催します。

- ⑥ 市内の児童・生徒の福祉に対する理解と関心を深め、やさしさや思いやりの心の醸成を図ることを目的に「福祉教育応援事業」を実施します。
- ⑦ 「福祉人材確保・定着取組方策」として、福祉の仕事のやりがいや魅力を社会全体に発信する取組を行うとともに、労働環境の改善、キャリアアップ等育成・定着支援など、職員一人ひとりがその能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ⑧ 職員一人ひとりが自分で考えて行動できる主体的な考えを持つ職員育成や、育成による職員のモチベーションアップ、コンプライアンス遵守を目的にクレド（企業信条や行動指針）を作成するための委員会を設置します。

4、健康と生きがい、仲間づくり活動の推進

- ① 住民の関心の高い介護予防の一環として、地域における交流の場や地域住民が気軽に参加できる福祉活動の場としての『いきいきサロン』を実施します。高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加促進を図り、誰もが健康で生き生きとした老後を送れるよう地域全体で支援できる仕組みづくりに取り組みます。
- ② 介護保険制度についてはわかりにくい点も多く、実際、要介護状態になってから制度のしくみを理解することは大変なことから、元気なうちから介護保険や介護施設についての知識を身につけることも一つの介護予防としてとらえ、健康体操、歯の健康などのプログラムも取り入れた『介護予防教室』を地域に出向いて開催します。
- ③ 高齢者を介護している家族等の心身の負担軽減を図るため、介護に関する知識や技術を学ぶ講習会を開催するとともに、心身のリフレッシュ及び介護者相互の交流を推進するための家族介護支援事業を行います。

5、地域福祉活動の推進

- ① 北秋田市からの「自立相談支援事業」「家計相談支援事業」を受託し相談支援活動を実施します。更なる支援強化を図るために、社会的孤立の防止と地域の生活課題

の発見や日常生活圏域での生活支援の取り組みとして、地域住民・民生委員・商工会・企業・社会福祉法人等と連携を強化し、地域ニーズに応じて新たな社会福祉活動の拡大に努めます。また、ひき続き、社会的な自立を目指す「若者の居場所づくり」やフードバンクによる一時的な食料支援も継続し困窮世帯の自立支援を行います。

- ② これまでの地域とのネットワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。
- ③ 全市を対象とした全職員による『全戸訪問活動』を今年度も継続して実施します。「あなたとご家族のお困りごと、何でもご相談ください」をスローガンに社協職員が地域に出向き、地域の問題を一緒に考え、実践を積み重ねながら、社協への信頼が高まるよう努めます。相談事項の解決については、行政、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関とも密接な連携をとりながら取り組みます。活動を通じて得た情報をネットワーク構築につなげ、地域で見守る環境を整えるとともに職員による定期的な訪問を行い見守り活動を進めます。
- ④ 障がいのある方が地域で安心して生活を送れるように障がいに対する正しい理解の普及は重要であり、一人ひとりの障がいに適した支援のネットワーク、見守りが構築できるよう関係機関と連携しながら、さまざまな機会を通じて啓発を図っていきます。『特定・障がい児・一般相談支援事業所』の機能を強化します。
- ⑤ 災害ボランティア団体事前登録制度を充実させるため、市内の法人、団体、企業とのネットワークを広げ、顔の見える化を図りながら定期的な災害研修をはじめ、被災地への災害ボランティア派遣を通じて、地域防災力の強化を推進します。
- ⑥ 会費や寄付金を財源として助成する「地域福祉活動支援事業」及び共同募金を財源とする「地域福祉活動スタート支援事業」の活用を広く呼びかけ、自治会・町内会における地域福祉活動の普及と、住民が主体となって地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを協働で進めていけるよう、支え合い事業の展開に努めます。
- ⑦ 「地域支え合い体制づくり事業」から助成を受け、いきいきサロンや要援護者を対象とした買い物支援のためのマイクロバスを活用していただきました。今後も地域の支え合いを推進するにあたって、再度住民へ事業の周知を行うとともに、自治会町内会、民生委員・児童委員と連携し、要援護者等の実態把握、相談、見守りなどを通してニーズへの支援活動を行います。

- ⑧ 民生委員・児童委員、消防本部と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯等の自宅を訪問し、火災警報器の設置や避難経路の確認を行う『火の元点検事業』を実施します。
- ⑨ 近年の経済状況の悪化により、経済問題で悩んでいる方も増加しているため、低所得者層等を対象とした『たすけあい資金貸付事業』の情報提供を行い、周知を図ります。併せて定期的な訪問により、世帯状況の把握に努めます。県社協からの委託事業である『生活福祉資金貸付事業』についても市町村社協の役割が重要になっており、必要に応じて資金紹介や他制度へのつなぎなどの相談支援を強化します。また、相談者が気軽に相談できる雰囲気づくりやたらい回しにならないよう関係機関と連携しながらワンストップサービスをめざします。

■ たすけあい資金運営委員会 随 時

- ⑩ 市からの委託事業として『福祉の雪事業』『外出支援サービス事業』『食の自立支援事業』『家族介護用品支給事業』『緊急通報システム事業』等の在宅福祉サービスを今年度も継続して取り組みます。
- ⑪ 日常生活で直面する法律的諸問題の相談に、専門的立場にある弁護士が相談を受け持つ、無料法律相談を継続して開催します。
- ⑫ 地域において認知症の方が増加している状況から、医療と介護の密接な連携のもとに適切なサービスを提供できるよう努めます。本人及び家族を支援するためには住民の理解も不可欠なことから、『認知症ケア講座』を開催します。「認知症介護指導者」の資格を取得した職員を地域に派遣し、認知症に対する住民の理解を深めるようにします。
- ⑬ 認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、温かく見守る仕組み作りとして各関係機関、地域住民の協力のもと「認知症高齢者等見守りネット事業」（一人ひとりが見守り隊）を実施しております。今後は、更に登録に向けた協力依頼を積極的に推進し、有事の際の早期発見のしくみ作りに努めます。
- ⑭ 県社協から委託を受けている「日常生活自立支援事業」を引き続き実施します。判断能力が低下した方でも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる町づくりのためには権利擁護の体制整備が急務となっています。県、県社協、司法、行政等の関係機関との協議を重ね支援体制を構築していきます。さらに、「終活セミナー」を開催し、身元引受や財産管理、法律問題など後期高齢者のニーズに即した終末期課題を整理する講習会を行います。

- ⑮ 北秋田市から「北秋田市地域包括支援センター」（北部）（南部）を受託し、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のための必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

6、介護保険事業の円滑な推進

- ① 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業、短期入所生活介護事業、福祉用具貸与事業、認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、通所リハビリテーション事業、特定福祉用具販売事業、特定施設入居者生活介護事業の介護保険事業については引き続き地域福祉事業との融合により、地域とのつながりを生かして、高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、質の高い介護サービスを提供します。また安定した介護保険事業を継続するために、経営改善に取り組めます。
- ② 要介護者の人格を尊重するとともに、法令を遵守し、要介護者のために忠実に職務を遂行するよう努めます。
- ③ 職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。介護職員の処遇改善についても賃金の改善及び非正規職員から正規職員への登用や、無期雇用転換制度の実施など処遇改善に努めます。
また、職員の健康増進や生活習慣病の予防を推進するために「健康経営事業所」として職場の健康づくりを増進するとともに、メディカルコールサービスに登録し、職員が24時間365日緊急医療相談等のサポートアドバイス等のサービスを活用出来る健康指導を実施します。
- ④ 介護サービスは利用者の方が安心して、自分が望む自立した生活を継続して実現するための支援であり、そのためには、利用者の方の安全を確保し、安心感を持ってもらうために、職員の意識、技術、対応能力などの高い専門性が求められます。利用者の方の尊厳を大切にするという理念のもと、職員教育の徹底を図ります。
- ⑤ 職員の資格取得についても積極的に推奨し、レベルアップに努めます。
- ⑥ 今後を見据えて、多数の事業所間で効果的な人事交流を行い、各人が培ってきた能力やネットワークを活用し、住民との更なる信頼関係の構築に繋げていきます。
- ⑦ 介護施設が地域の拠点として、住民に活用されることは開かれた施設づくりとして

も重要であり、もてる機能を住民に還元できるような有効な活用に努めます。

- ⑧ 在宅でも安心して安全な生活が送れるよう常に利用者の立場にたった相談援助、情報提供、介護サービスの提供に努めます。
- ⑨ 全事業所において、真摯に苦情解決に取り組み改善に努めるとともに第三者委員制度を活用し、利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と事業所への信頼確保を図ります。

■ 苦情解決第三者委員研修会 年 1回

- ⑩ 職員のリスクに対する意識を高め、リスクマネジメントの徹底を図ります。苦情とヒヤリハットは小さな事柄でも常に報告し、苦情解決委員会で分析の上、再発防止に努めます。
- ⑪ 感染症予防として感染を未然に防止し、早期発見と的確な対応、行動ができるよう感染症マニュアルの徹底を図ります。感染症予防研修会への参加や、職員一人ひとりへの落とし込みを行い、危機意識を高めるように努めます。また、医師の指導のもと感染症対策委員会、看護専門部会を定期的を開催し、非常時に迅速に対応します。
- ⑫ 社会福祉施設などで腰痛発生件数が近年増加していることから、当法人でも、積極的に腰痛予防対策に努めます。
- ⑬ 職員の感染症予防として、インフルエンザの予防接種を実施し、利用者及び職員の健康管理に努めます。

7、指定管理施設の適切な運営

指定管理施設については、市の条例及び関係法令等に基づき、公平で透明性のある運営を行い、市が求める指定管理業務を確実に実施します。施設の有効活用、サービスの拡大及び充実、地域の連帯意識の高揚を図るとともに効率的運営かつ管理運営費の削減に努めます。

〔施設名〕

- 北秋田市地域福祉センター
- サテライトステーションつづれこ
- 北秋田市阿仁養護老人ホーム「もろび苑」
- 北秋田市森吉生活支援ハウス

- 老人憩いの家「ことぶき荘」
- サポートハウスたかのす
- 補助器具センターたかのす

8、児童福祉の推進

- ① 市からの委託事業として、児童館の運営に取り組み、明るく楽しく遊べる場の提供と地域における子育て支援の拠点として児童館の機能の充実を図ります。地域住民との交流も積極的に推進します。
- ② 市からの委託事業として、子育てサポートハウス「わんぱあく」の経営に取り組み、就学前、小学校低学年の児童の一時預かりや病児・病後児の保育サービス、子育ての悩み等に関する各種相談など子育て支援事業を推進します。
- ③ 市からの委託事業として、学童保育事業の運営に取り組み、施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。また、今年度から新たに鷹巣南小児童クラブを受託します。
- ④ 昨今、社会問題になっている児童虐待についても地域福祉推進の立場から共通の認識を持ち、虐待の早期発見や対応について学び、子供を守る取り組みを推進します。

9、共同募金運動の推進と地域福祉活動の充実

年々募金額の減少に反比例する形でニーズが高くなり、地域福祉を推進していく民間財源としての役割を十分果たしていくためには、募金額の右肩下がりの流れに歯止めをかけ、上昇に転じるよう共同募金運動の活性化を図っていくことが急務となっています。

当市の特長となっているイベント募金、職域募金をさらに伸長させるとともに、募金箱設置店や「募金百貨店プロジェクト」の参加企業を増やすためのPR活動を積極的に推進します。

また、10回目となる「公募による市民活動応援事業」を実施します。この事業については社協だよりに掲載し、参加する団体を募ります。公募による助成申請、プレゼンテーション（事業説明）方式による公開審査を行い、透明性を図りながら、共同募金の地域福祉活動における役割の明確化を図ります。

共同募金改革のねらい「自分の町を良くするしくみ」として、今年度も多くの団体や住民の参加を得て地域全体で共同募金運動に取り組みます。

平成31年度 年間事業計画

月	会議名	事業名	職員関係	備考
4	上旬	市共募運営委員会	新規採用職員研修会	
	中旬			
	下旬	市共募監査会	法律相談会	
5	上旬			
	中旬	監査会		
	下旬	正副会長会議・理事会 市共募審査委員会	全戸訪問活動	
6	上旬			
	中旬	評議員会		
	下旬		法律相談会	
7	上旬		役員、評議員研修	
	中旬		たすけあい資金運営委員会	
	下旬		地元高校生を対象とした介護職員 初任者研修（～9月中旬）	
8	上旬		ボランティアスクール	
	中旬			
	下旬		法律相談会	
9	上旬			
	中旬	市共募運営委員会		
	下旬	市共募推進会議（募金活動協力依頼）	リーダー研修会	
10	上旬		・赤い羽根共同募金運動展開 ・介護職員初任者研修（～11月末）	
	中旬			
	下旬		・法律相談会 ・秋田県社会福祉大会（10月30日 秋田市）	交通安全研修会
11	上旬			
	中旬		第15回社会福祉大会（11月15日）	
	下旬	監事会（上半期監査）		
12	上旬	企画委員会 共同募金公開プレゼン説明会		
	中旬	正副会長会議・理事会	内部登用試験	
	下旬	評議員会	法律相談会	
1	上旬		火の元点検事業（1月～2月）	
	中旬			
	下旬			
2	上旬	市共募審査委員会		
	中旬			
	下旬		法律相談会 地域福祉活動支援事業説明会（4地区）	
3	上旬		ボランティア養成講座	
	中旬	正副会長会議・理事会		
	下旬	評議員会		